

1. 件名：福島第一原子力発電所における建屋に貯留する滞留水の一部管理方法変更の方針に係る面談

2. 日時：令和2年7月8日（水）15時35分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

宇野課長補佐、松井安全審査官、高松専門職

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 担当5名

廃炉安全・品質質 担当1名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社より、建屋に貯留する滞留水の一部管理方法変更の方針について資料に基づき説明があった。

- 現在、1号機タービン建屋は排水作業が進み床面を露出維持している状態であるが、一部サンプ等に残水がある状態であり、当該残水は漏えいするリスクが低いことから実施計画に定めた「床面以下に貯留する残水」※¹に設定し、滞留水の扱いからは除外をしている。

- 当該残水は、大雨等で水位が上昇し床面に溢れる可能性があり、もし水位が形成した場合、その時のサブドレン水の水位によっては水位逆転によりLCO逸脱となる可能性がある。

そこで、「建屋に貯留する滞留水」又は「床面以下に貯留する残水」の実実施計画上の定義を変更して、床面から溢れた水は滞留水の扱いから除外し、1号機タービン建屋を実施計画に定めた「排水完了エリア」※²に指定して、サンプ等の残水が大雨等により床面から溢れて水位を形成した時は、床面まで排水する運用を行うために実施計画の変更を検討していること。

※¹ 床面を露出させた上で残った滞留水のうち、高線量環境であり、排水可能限界レベルまでの排水が困難なものの、系外漏えいリスクが低いエリアの床面以下にある滞留水をいう。

※² 建屋に貯留する滞留水と水位が連動しておらず、滞留水を排水可能限界レベルまで排水したエリアをいう。

- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認し、以下の対応を求めた。
 - 実施計画の変更内容については審査において確認を行うが、床面から溢れた水を滞留水扱いから除外できるかは、LCO逸脱になる可能性の有無ではなく、当該水の性状、建屋外への漏えいの可能性等から慎重に判断されるべき内容となるよう検討すること。
 - 「床面以下に貯留する残水」がある場所の配置、空間線量、貯留量、放射能濃度

等の現在の状況を説明すること。

6. 配布資料

「建屋に貯留する滞留水」の一部管理方法変更の方針について